

## 参 考 資 料

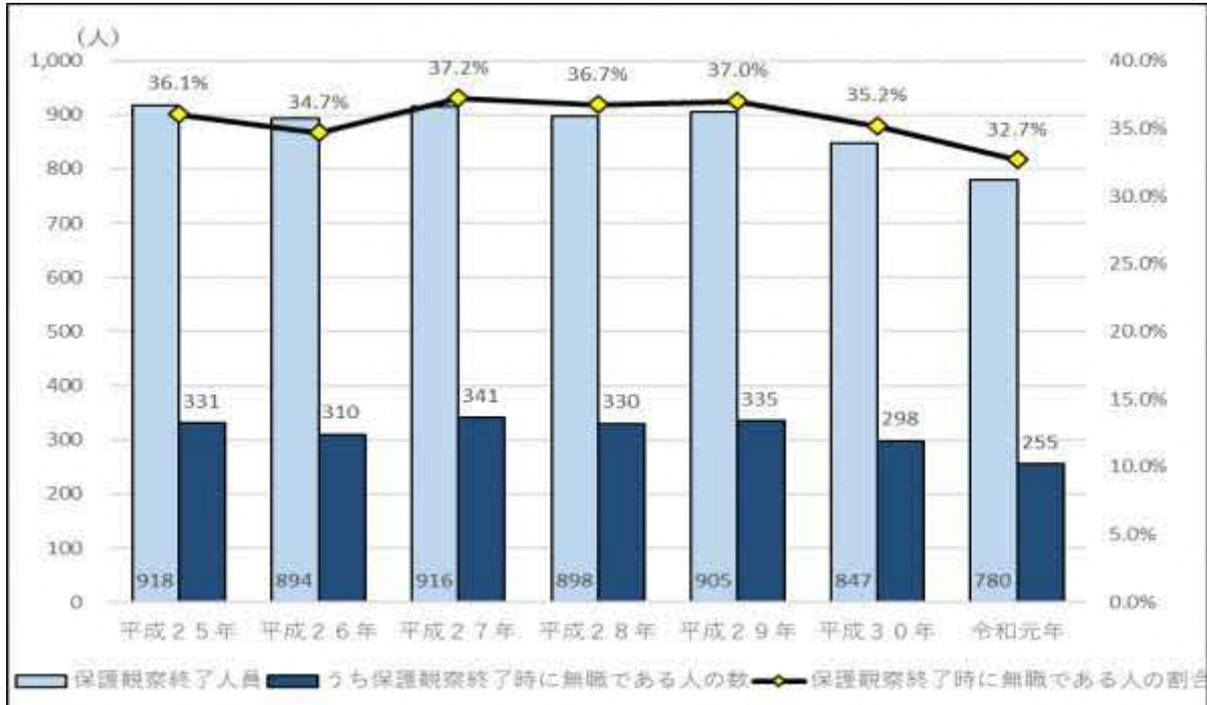
- ◆ 道内の再犯防止関係データ
- ◆ 道民意識調査（令和元年）の概要
- ◆ 刑事事件の流れ
- ◆ 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）
- ◆ 再犯防止推進計画の概要
- ◆ 再犯防止関係用語

## ◆道内の再犯防止関係データ

### 1 就労・住居の確保等

#### (1) 保護観察終了時に無職である人

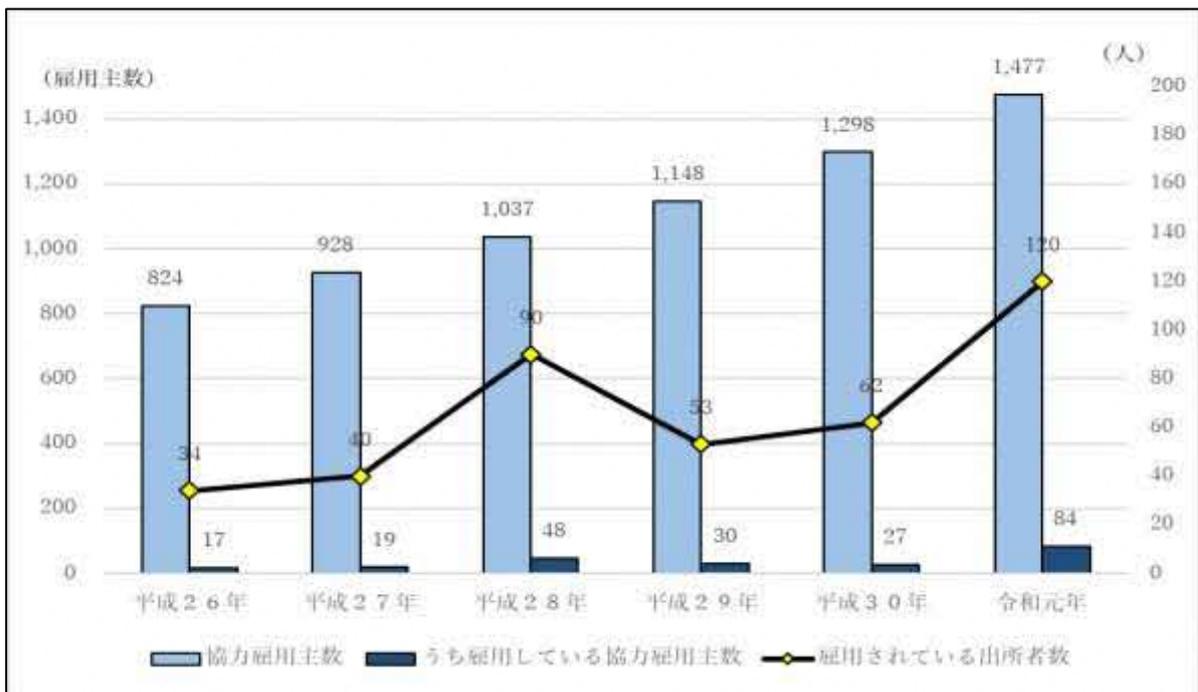
保護観察が終了した人（少年を除く）のうち約3割の人が保護観察終了時に無職となっています。



(出典：法務省調査)

#### (2) 協力雇用主

令和元年現在で1,477社の企業が協力雇用主として登録しており、うち84社の協力雇用主が実際に雇用しています。



(出典：法務省調査 ※R1の数値については10月基準。その他は4月基準)

### (3) 帰住先がない人

刑務所を出所した人のうち、帰住先がない人の割合は約2割となっています。

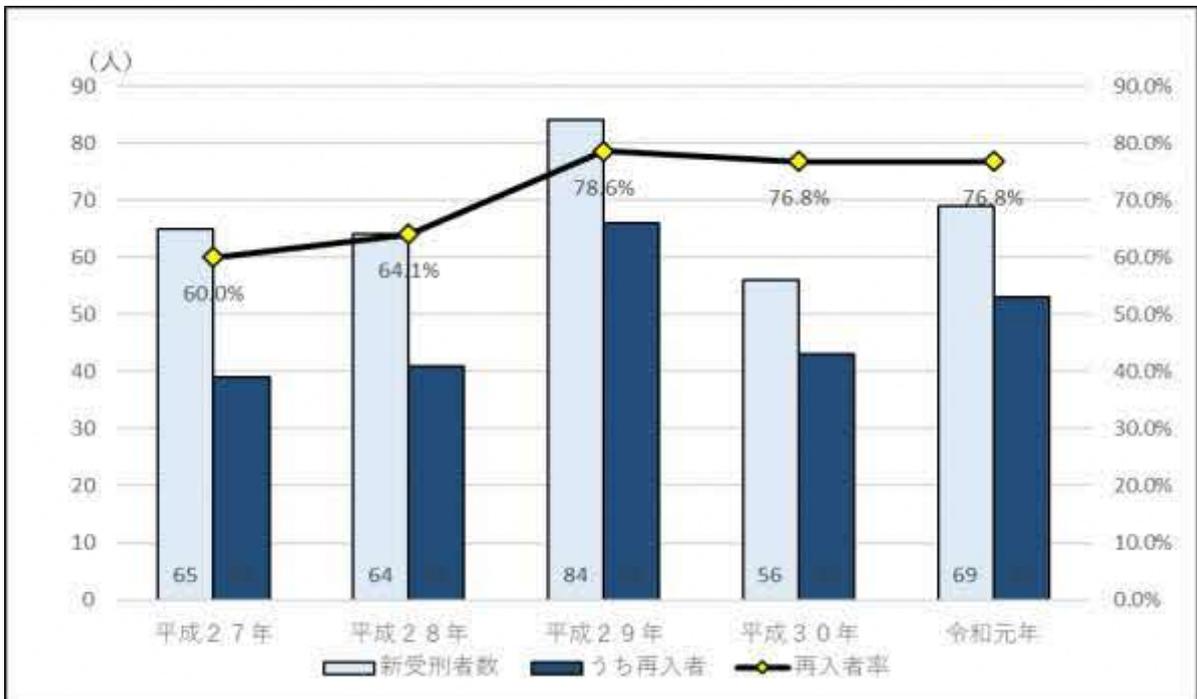


(出典：法務省調査)

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

### (1) 高齢者（65歳以上）の再入所の状況

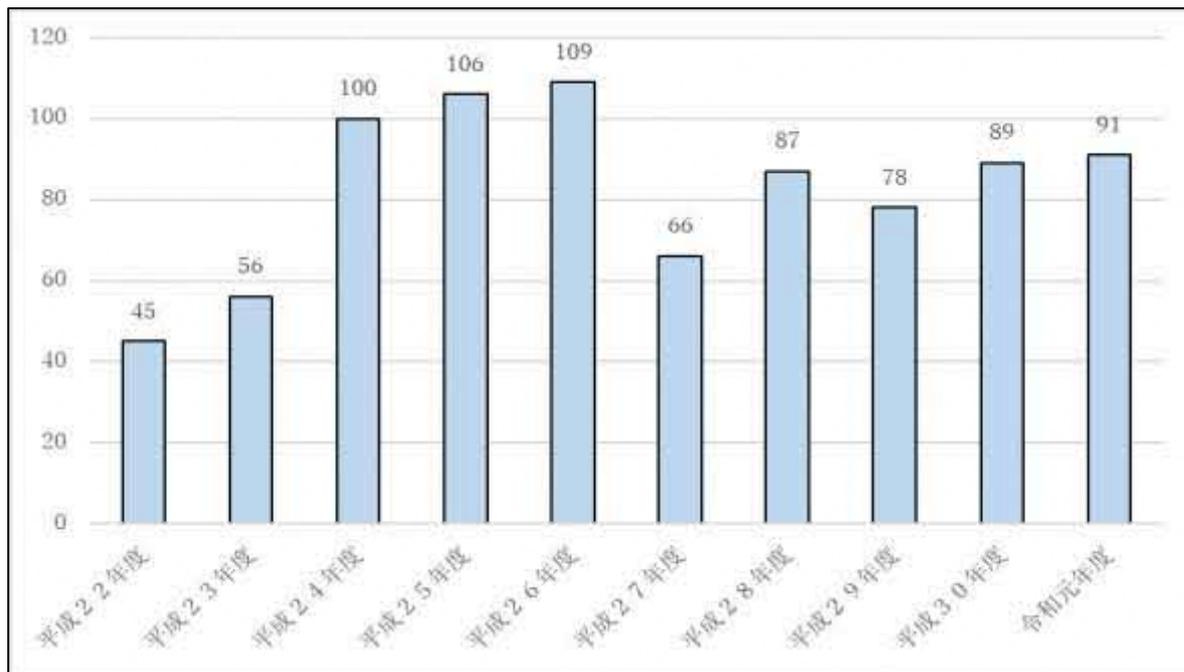
令和元年に新たに刑務所に入居した高齢者のうち、約8割が再入者となっています。



(出典：法務省矯正局調査)

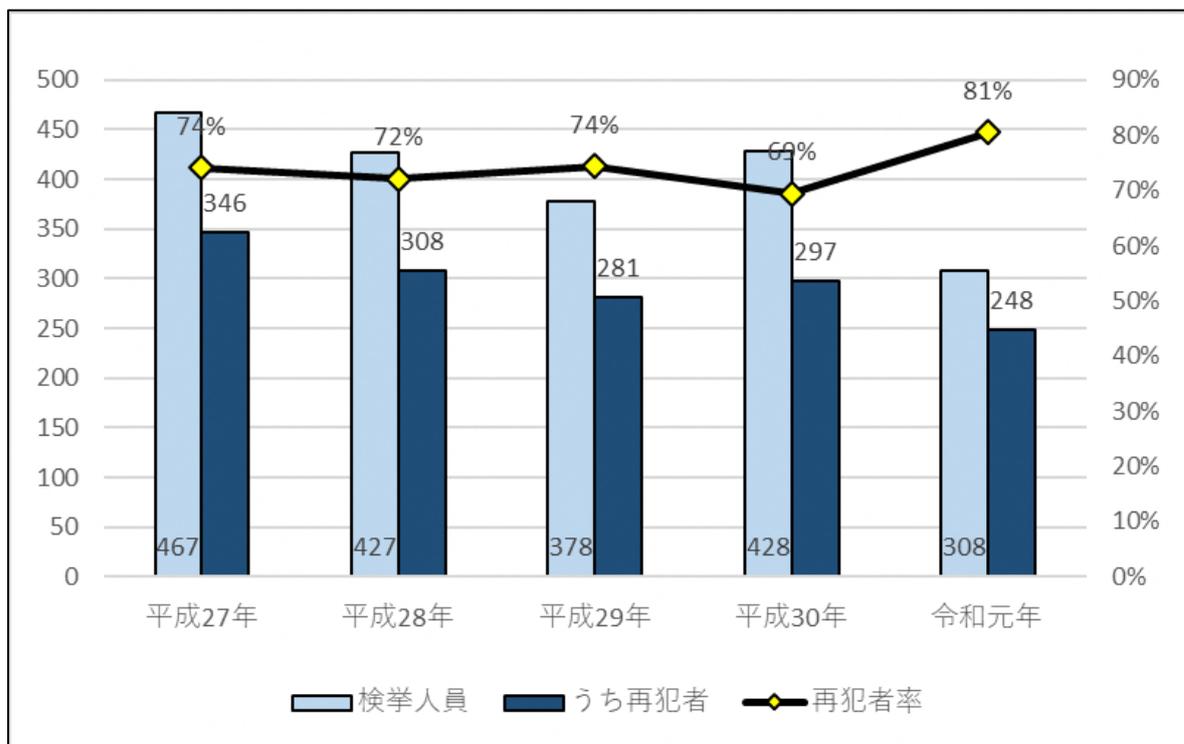
## (2) 北海道地域生活定着支援センターによる調整

北海道地域生活定着支援センターでは、毎年100件前後のコーディネート業務を実施しています。



## (3) 覚醒剤事犯の再犯者率等

覚醒剤事犯検挙人員のうち、約8割が再犯者となっており、再犯者率が非常に高くなっています。

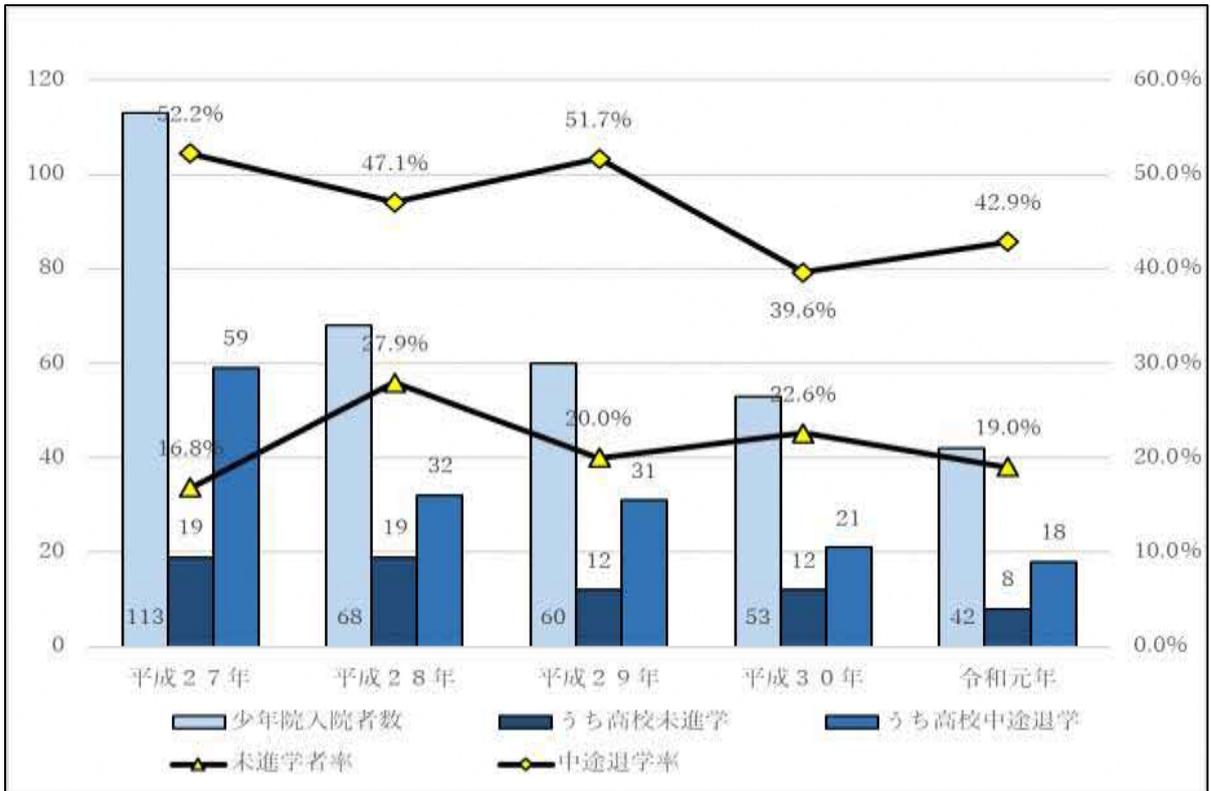


(出典：北海道警察本部)

### 3 学校等と連携した就学支援の実施等

#### (1) 犯罪をした人等の就学（少年院入院者）

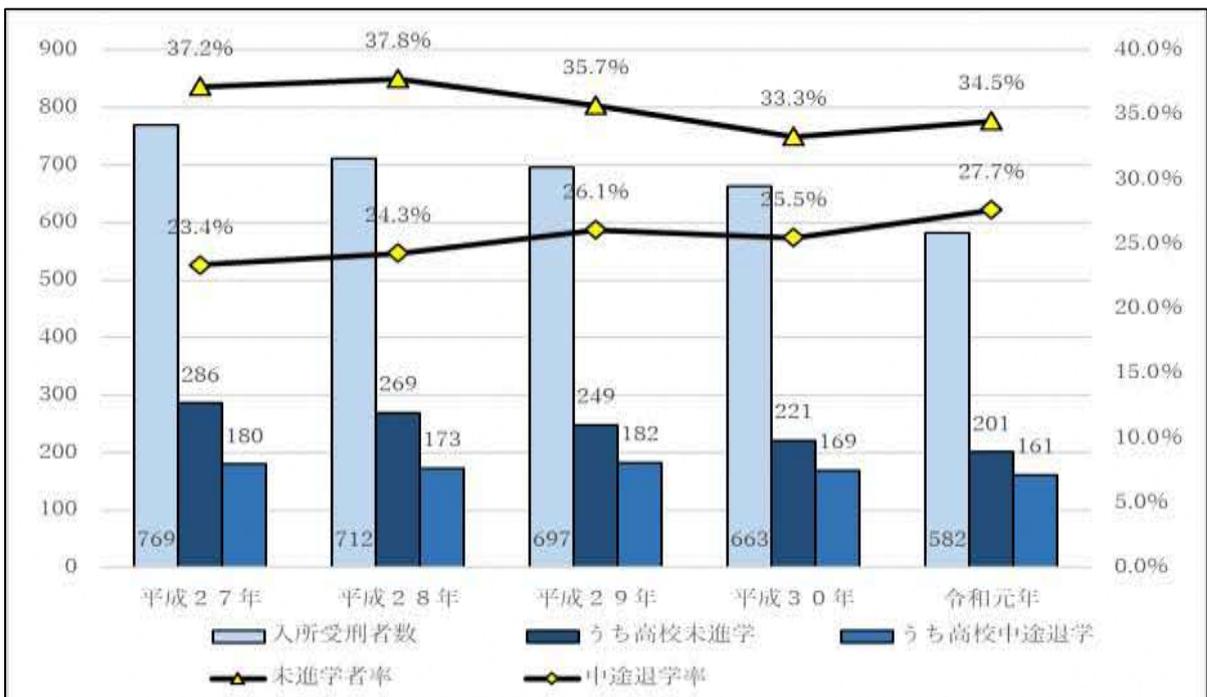
少年院入院者のうち、高校未進学の場合は概ね 40% 台、高校中退の割合は概ね 20% 台となっています。



(出典：法務省矯正局調査)

#### (2) 犯罪をした人等の就学（入所受刑者）

入所受刑者のうち、高校未進学の場合は 30% 台、高校中退の割合は 20% 台となっています。

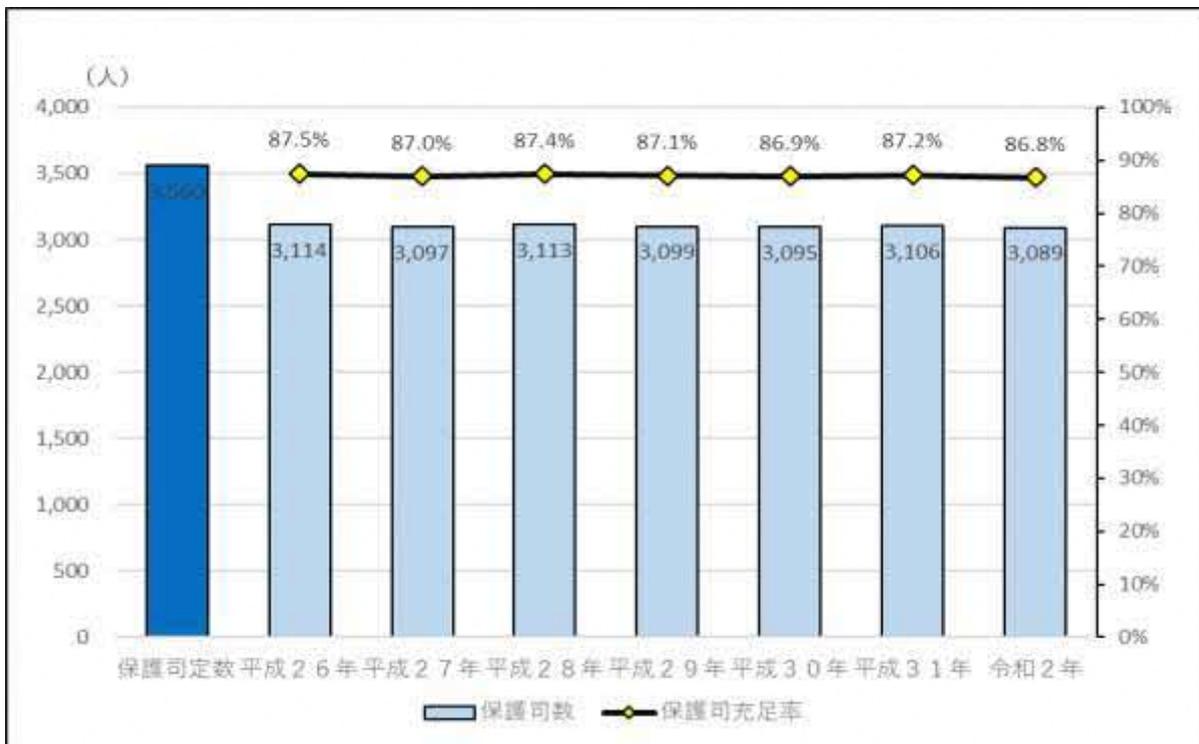


(出典：法務省矯正局調査)

## 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

### (1) 保護司

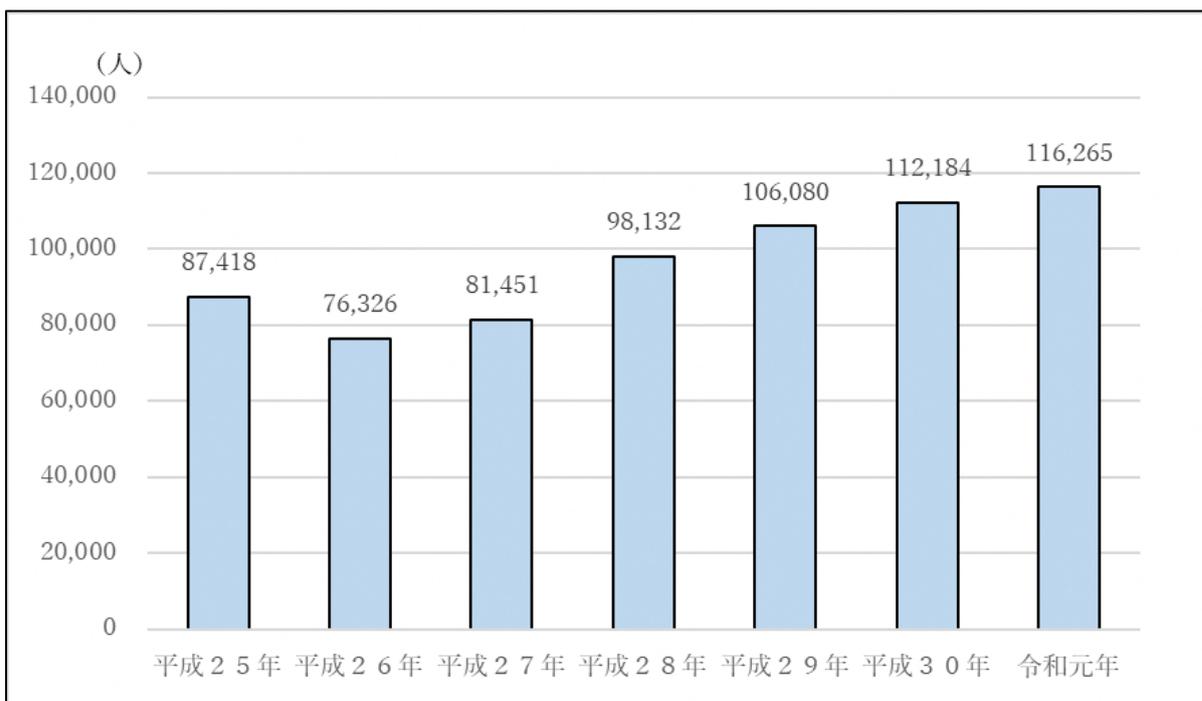
保護司及び保護司定数に対する保護司の数の割合を表す保護司充足率は、若干減少傾向にあります。



(出典：法務省調査)

### (2) 「社会を明るくする運動」の参加者

社会を明るくする運動の参加人数は、平成26年から増加に転じています。



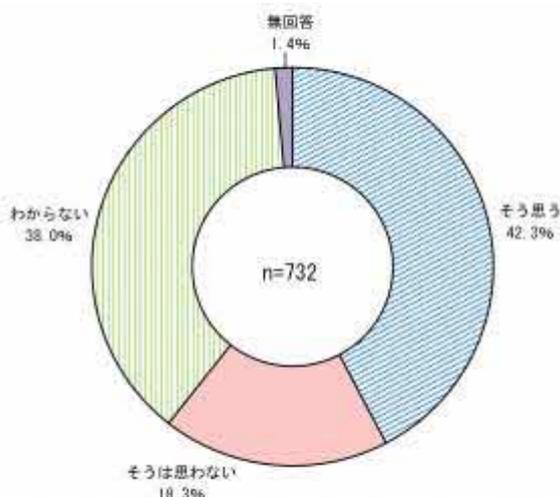
(出典：法務省調査)

## ◆道民意識調査（令和元年）の概要

### 1 犯罪をした人等に対する認識について

全国では毎年2万人以上が刑務所等から出所して社会に復帰しています。あなたはこのような状況から、犯罪や非行をした人たちが身近にいるかと思いますが。

次の中から1つだけお選びください。



#### 【全体】

「そう思う」(42.3%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「わからない」(38.0%)、「そうは思わない」(18.3%)の順となっている。

#### 【圏域別】

「そう思う」については、道北連携地域(54.3%)が最も割合が高く、次いでオホーツク連携地域(51.4%)となっている。「わからない」については、釧路・根室連携地域(48.9%)で最も割合が高く、次いで十勝連携地域(40.4%)となっている。

#### 【人口規模別】

「そう思う」については、人口10万人以上の市(47.1%)が最も割合が高く、次いで町村部(42.1%)となっている。「わからない」については、札幌市(40.6%)が最も割合が高く、次いで人口10万人未満の市(38.0%)となっている。

#### 【性別】

「そう思う」については、男性47.2%、女性38.1%となっており、「わからない」については、男性33.0%、女性42.8%となっている。

#### 【年代別】

「そう思う」については、40～49歳(52.6%)が最も割合が高く、次いで30～39歳(43.8%)となっている。「わからない」については、70歳以上(54.5%)が最も割合が高く、次いで60～69歳(45.7%)となっている。

#### 【職種別】

「そう思う」については、自由業(53.8%)が最も割合が高く、次いでその他(51.6%)となっている。「わからない」については、主婦(49.0%)が最も割合が高く、次いで無職(46.2%)となっている。

#### 【居住年数別】

「そう思う」については、1～5年未満(60.5%)が最も割合が高く、次いで5～10年未満(45.0%)となっている。「わからない」については、20年以上(39.6%)が最も割合が高く、次いで10～20年未満(37.2%)となっている。

## 2 再犯を防止する具体的な取組について

犯罪や非行をした人たちを立ち直らせ、再犯を防止するためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。

次の中からいくつでもお選びください。



### 【全体】

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」(55.3%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導を充実強化する」(51.9%)、「被害者の心情を理解させる」(40.0%)の順となっている。

### 【圏域別】

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」については、釧路・根室連携地域(64.4%)が最も割合が高く、次いで道北連携地域(62.9%)となっている。「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導を充実強化する」については、釧路・根室連携地域(60.0%)が最も割合が高く、次いで道央広域連携地域(54.1%)となっている。

### 【人口規模別】

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」については、人口10万人以上の市(61.3%)が最も割合が高く、次いで札幌市(54.1%)となっている。「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導を充実強化する」については、札幌市(54.1%)が最も割合が高く、次いで人口10万人以上の市(52.9%)となっている。

### 【性別】

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」については、男性56.6%、女性54.6%となっており、「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導を充実強化する」については、男性49.6%、女性54.1%となっている。

### 【年代別】

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」については、70歳以上(67.3%)が最も割合が高く、次いで40～49歳(63.0%)となっている。「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導を充実強化する」については、50～59歳(56.4%)が最も割合が高く、次いで18～29歳(54.0%)となっている。

### 【職種別】

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」については、自由業(69.2%)が最も割合が高く、次いで自営業(農林漁業)(65.0%)となっている。「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導を充実強化する」については、事務職系(59.0%)が最も割合が高く、次いで自由業(57.7%)となっている。

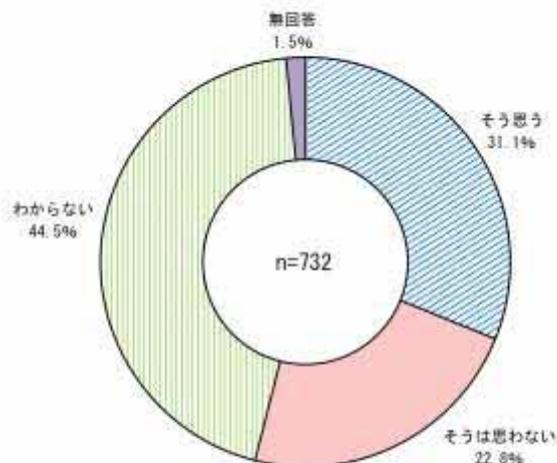
### 【居住年数別】

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」については、5～10年未満(58.3%)で最も割合が高く、次いで10～20年未満(57.4%)となっている。「保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導を充実強化する」については、1年未満(64.3%)が最も割合が高く、次いで20年以上(53.3%)となっている。

### 3 犯罪をした人等の雇用について

犯罪や非行をした人たちを立ち直らせ、再犯を防止するためには、企業や事業主は、過去に犯罪や非行をした人たちを積極的に雇用すべきだと思いますか。

次の中から1つだけお選びください。



#### 【全体】

「わからない」(44.5%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「そう思う」(31.1%)、「そうは思わない」(22.8%)の順となっている。

#### 【圏域別】

「わからない」については、道北連携地域(50.0%)が最も割合が高く、次いでオホーツク連携地域(48.6%)となっている。「そう思う」については、釧路・根室連携地域(40.0%)が最も割合が高く、次いで道南連携地域(38.3%)となっている。

#### 【人口規模別】

「わからない」については、人口10万人以上の市(49.2%)が最も割合が高く、次いで札幌市(45.5%)となっている。「そう思う」については、人口10万人以上の市(32.5%)が最も割合が高く、次いで人口10万人未満の市と町村部が同率(31.0%)となっている。

#### 【性別】

「わからない」については、男性36.6%、女性51.8%となっており、「そう思う」については、男性36.3%、女性26.5%となっている。

#### 【年代別】

「わからない」については、30～39歳(51.4%)が最も割合が高く、次いで50～59歳(48.6%)となっている。「そう思う」については、70歳以上(43.6%)が最も割合が高く、次いで60～69歳(36.4%)となっている。

#### 【職種別】

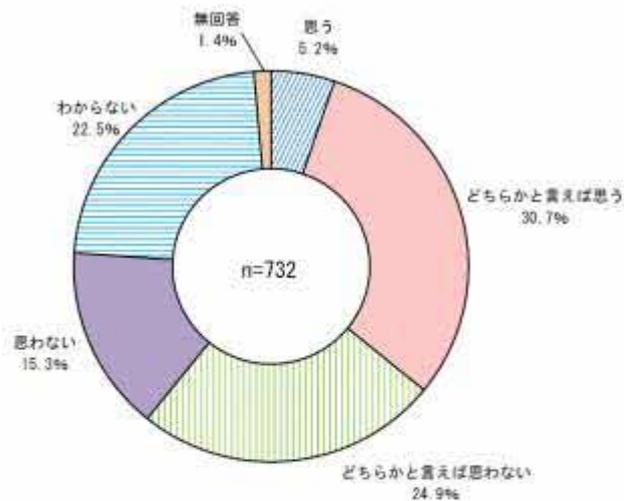
「わからない」については、自営業(農林漁業)(60.0%)が最も割合が高く、次いで自営業(商工サービス業)(57.7%)となっている。「そう思う」については、自由業と無職が同率(46.2%)で最も割合が高く、次いで労務職系(34.9%)となっている。

#### 【居住年数別】

「わからない」については、20年以上(46.3%)が最も割合が高く、次いで1～5年未満(44.7%)となっている。「そう思う」については、1年未満(57.1%)が最も割合が高く、次いで5～10年未満(36.7%)となっている。

## 4 犯罪をした人等の立ち直りへの協力について

あなたは、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思いますか。  
次の中から1つだけお選びください。



### 【全体】

「どちらかと言えば思う」(30.7%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「どちらかと言えば思わない」(24.9%)、「わからない」(22.5%)の順となっている。

### 【圏域別】

「どちらかと言えば思う」については、オホーツク連携地域(42.9%)が最も割合が高く、次いで道南連携地域(35.0%)となっている。「どちらかと言えば思わない」については、十勝連携地域(40.4%)が最も割合が高く、次いでオホーツク連携地域(28.6%)となっている。

### 【人口規模別】

「どちらかと言えば思う」については、人口10万人以上の市(31.4%)が最も割合が高く、次いで札幌市(31.2%)となっている。「どちらかと言えば思わない」については、町村部(29.4%)が最も割合が高く、次いで人口10万人未満の市(27.1%)となっている。

### 【性別】

「どちらかと言えば思う」については、男性36.6%、女性26.0%となっており、「どちらかと言えば思わない」については、男性22.7%、女性27.1%となっている。

### 【年代別】

「どちらかと言えば思う」については、70歳以上(32.7%)が最も割合が高く、次いで40～49歳(31.8%)となっている。「どちらかと言えば思わない」については、18～29歳(28.6%)が最も割合が高く、次いで30～39歳(26.7%)となっている。

### 【職種別】

「どちらかと言えば思う」については、自由業(34.6%)が最も割合が高く、次いで事務職系(34.5%)となっている。「どちらかと言えば思わない」については、主婦(29.0%)が最も割合が高く、次いで労務職系(27.6%)となっている。

### 【居住年数別】

「どちらかと言えば思う」については、1年未満(42.9%)が最も割合が高く、次いで10～20年未満(39.4%)となっている。「どちらかと言えば思わない」については、5～10年未満(26.7%)が最も割合が高く、次いで1～5年未満(26.3%)となっている。

## 5 犯罪をした人等の立ち直りに協力しない理由について

あなたが、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思わない理由は何ですか。次の中からいくつでもお選びください。



### 【全体】

「自分に何ができるかわからない」(50.7%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」(45.9%)、「犯罪に巻き込まれそうで怖い」(40.1%)の順となっている。

### 【圏域別】

「自分に何ができるかわからない」については、道北連携地域(61.3%)が最も割合が高く、次いで釧路・根室連携地域(53.8%)となっている。「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」については、オホーツク連携地域(63.6%)が最も割合が高く、次いで十勝連携地域(48.4%)となっている。

### 【人口規模別】

「自分に何ができるかわからない」については、人口10万人未満の市(57.6%)が最も割合が高く、次いで札幌市(53.9%)となっている。「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」については、人口10万人以上の市(54.3%)が最も割合が高く、次いで人口10万人未満の市(52.5%)となっている。

### 【性別】

「自分に何ができるかわからない」については、男性48.1%、女性52.8%となっており、「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」については、男性50.4%、女性42.2%となっている。

### 【年代別】

「自分に何ができるかわからない」については、70歳以上(80.0%)が最も割合が高く、次いで60～69歳(60.7%)となっている。「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」については、60～69歳(53.6%)が最も割合が高く、次いで70歳以上(53.3%)となっている。

### 【職種別】

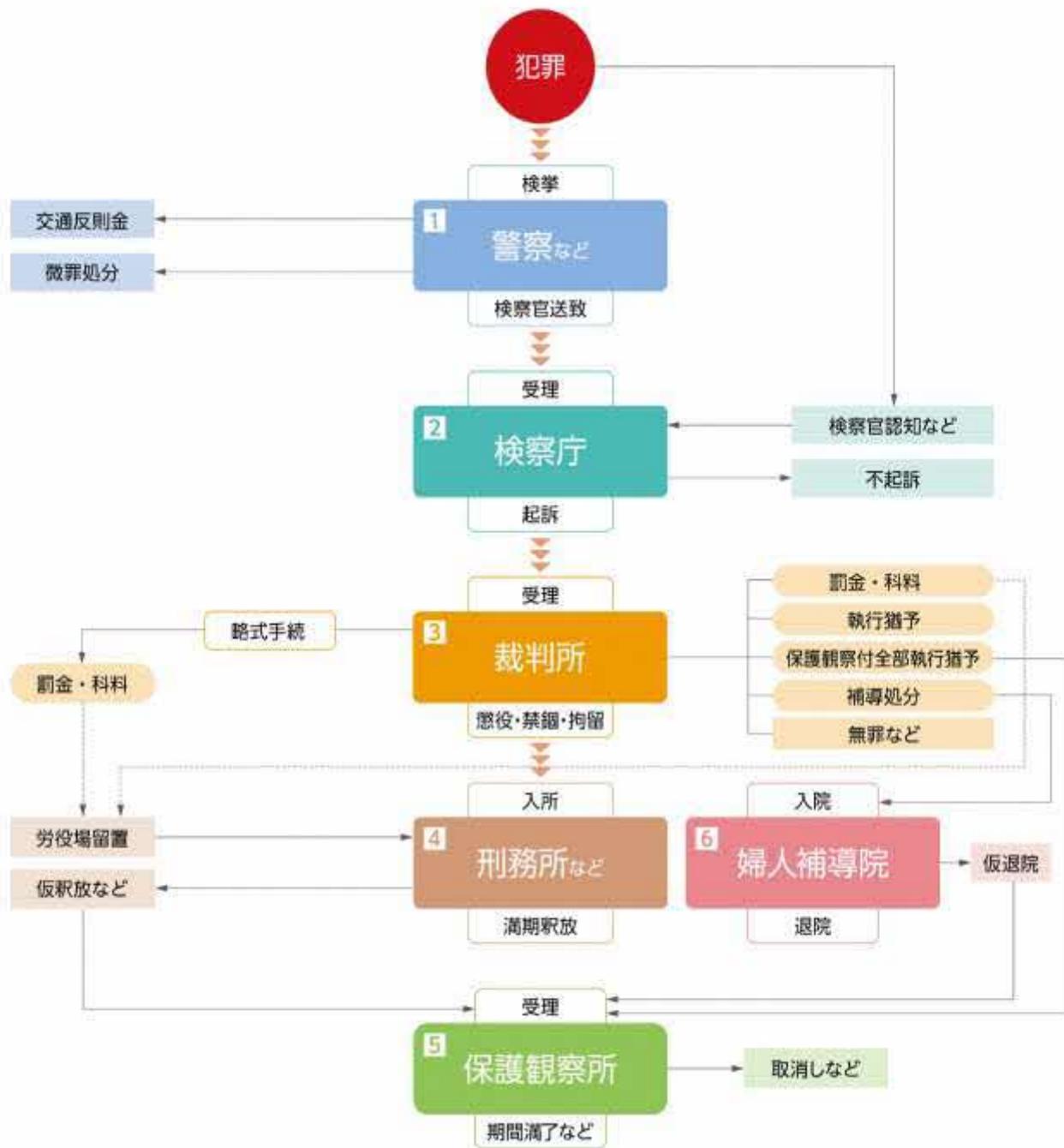
「自分に何ができるかわからない」については、無職(73.7%)が最も割合が高く、次いで主婦(58.6%)となっている。「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」については、その他(63.0%)が最も割合が高く、次いで無職(52.6%)となっている。

### 【居住年数別】

「自分に何ができるかわからない」については、10～20年未満(58.8%)が最も割合が高く、次いで20年以上(53.5%)となっている。「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」については、10～20年未満(50.0%)が最も割合が高く、次いで5～10年未満(48.1%)となっている。

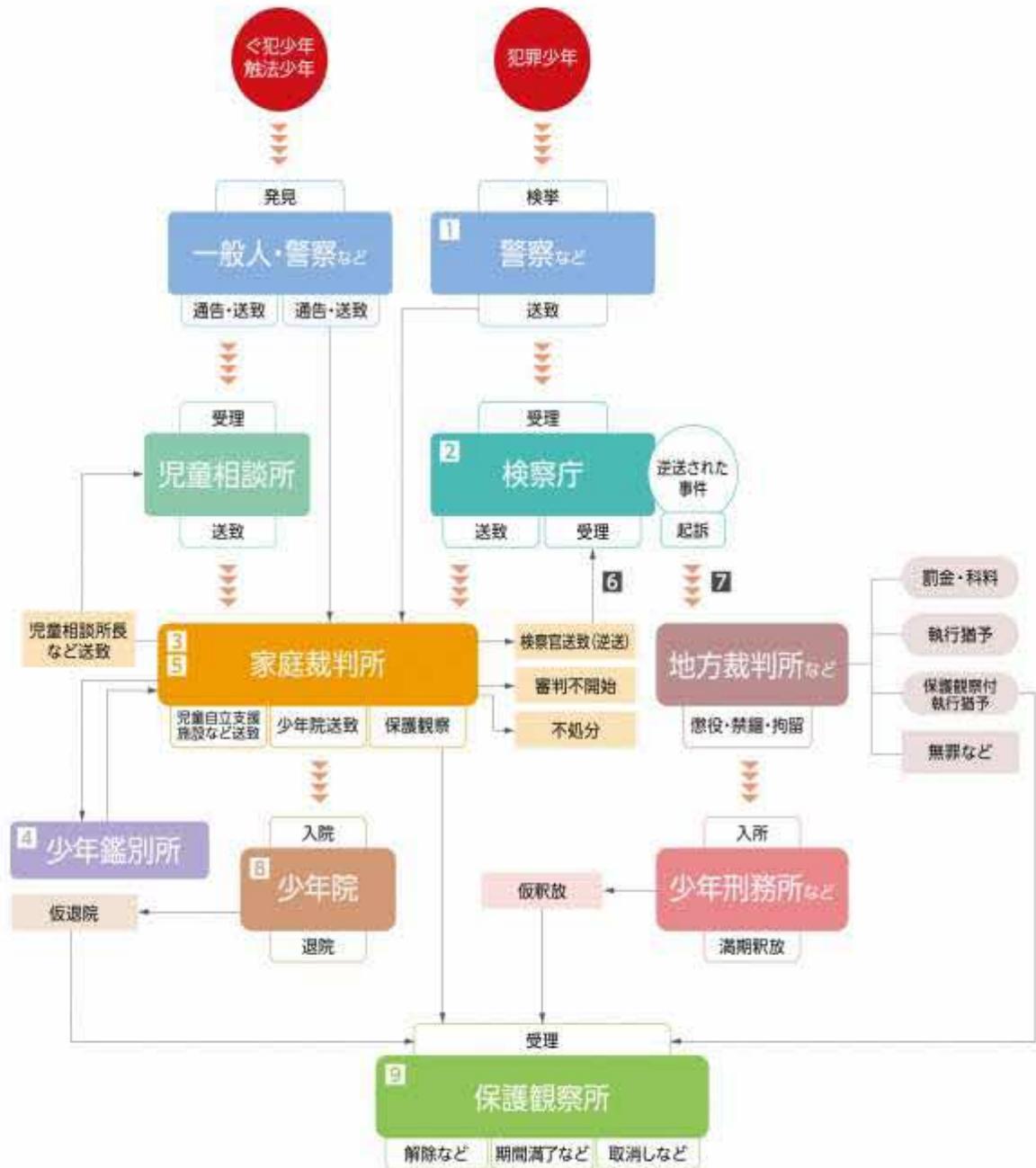
# ◆ 刑事事件の流れ

## 1 成人による刑事事件の流れ



(出典：令和2年再犯防止推進白書)

## 2 非行少年に関する手続の流れ



(出典：令和2年再犯防止推進白書)

## ◆再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

#### （国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、そ

の地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯

の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

（特性に応じた指導及び支援等）

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

（就労の支援）

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をし

た者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ◆再犯防止推進計画の概要

### 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

##### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

##### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

#### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 7つの重点分野と主な施策

##### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

##### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

##### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



##### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

##### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



##### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

##### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

## ◆再犯防止関係用語

よみ	用語	解説
い	入口支援	被疑者・被告人段階の人(起訴猶予や執行猶予等で矯正施設に入所しない人)に対する社会復帰支援。
か	学生ボランティア	防犯ボランティア、少年警察ボランティア、サイバーボランティア等の活動に協力している学生のボランティア。
き	教誨師	全国の矯正施設に収容されている人たちの宗教上の希望に応じ、所属する宗教・宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行っている民間の宗教家。
	矯正管区	矯正施設の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局。
	矯正施設	犯罪をした人等を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)
	協力雇用主	犯罪・非行の前歴等のために定職就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
け	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
	刑務所	懲役受刑者、禁固受刑者等を収容し、処遇を行う施設。刑務所と刑務支所をあわせ、道内7ヶ所に設置。
こ	更生保護	犯罪をした人等を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。
	更生保護協会	更生保護に関する事業の充実発展のため、更生保護関係団体や更生保護施設に対する助成等を行う更生保護法人。
	更生保護施設	主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を供与するほか、就職援助、生活指導等を行う、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置している施設。道内8ヶ所に設置。
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした人等の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、道内4カ所に設置。
	拘置所	被告人、被疑者等、主に刑の確定していない人を収容する施設。道内5カ所に拘置支所を設置。
	子ども相談支援センター	いじめや不登校などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどについて、子どもや保護者からの相談に応じる、道が設置している機関。

よみ	用語	解説
し	自助グループ	薬物依存等、様々な問題を抱えている本人や家族等の当事者同士が自発的に繋がり、互いに励まし合いながら問題の克服を目指す集団。
	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じ必要な指導や自立支援を行う、児童福祉法に基づく児童福祉施設。道内2ヶ所に設置。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動。令和3年で71年目を迎える。
	住宅確保要配慮者	高齢者や障がい者、外国人や生活困窮者など、住宅の確保に特に配慮を要する人。
	住宅セーフティネット制度	空き家等を活用し、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能を強化するため、2017年4月に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき創設された、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の制度。
	就労支援事業者機構	協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体。
	障害者就業・生活支援センター	就業面及び生活面の支援を行い、障がい者の職業生活における自立を図る支援機関。道内11ヶ所に設置し、道が指定した法人が運営している。
	条件反射制御法	薬物乱用等の行動を生じさせる欲求あるいは衝動を低減させるための治療法。
	少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う機関。道内3カ所に設置。
	少年鑑別所 (法務少年支援センター)	専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする機関。道内4カ所に設置。
	少年警察ボランティア	少年の非行防止及び少年の保護を図るため、警察本部長等から「少年補導員」等として委嘱された地域のボランティア。
	少年刑務所	少年受刑者等を収容し、処遇を行う施設。道内では函館市内に設置。
	少年サポートセンター	補導活動、少年相談、虐待やいじめ等の被害に遭った少年の支援等の各種少年問題に対して関係機関やボランティア団体等と連携し、専門的に対応する組織。北海道警察本部及び各方面本部に設置。

よみ	用語	解説
し	自立準備ホーム	刑務所出所者等の住居を確保するため保護観察所が事業者に委託している、住居と生活支援を一体的に提供する宿泊場所。道内57カ所に設置。
す	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者等に対する指導・助言等を行う専門職。
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有し、児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働きかけを行う専門職。
せ	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困っている人に対して、住宅確保給付金の支給や、就労準備、一時生活等の各種支援事業を行う仕組み。
	生活困窮者自立支援相談窓口	生活困窮者自立支援制度に基づき、支援員が相談を受けて、具体的な支援プランを相談者と一緒に作成し、他の専門機関と連携した支援を行う窓口。道内各振興局及び市部に設置。
そ	ソーシャル・インクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現に繋げるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。
	SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)	心理療法として開発された、コミュニケーションや対人関係に関わる困難を取り除く技術を向上させるトレーニング方法。
た	ダルク(DARC)	薬物依存症からの回復と社会復帰を支援する民間団体。Drug Addiction Rehabilitation Center の略。
て	出口支援	刑務所や少年院といった矯正施設を出所する人に対する社会復帰支援。
と	道立高等技術専門学院	専門的な技術・技能を身につけて就職しようとする人を対象とした施設内訓練などの職業能力の開発を行う道立施設。道内に8学院1分校設置。
	篤志面接委員	矯正施設に収容されている受刑者や少年院在院者などに対して、面接や指導、教育を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティア。
	特別調整	高齢又は障がいをもつ、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。
ぬ	沼田町就業支援センター	主に少年院等を出院後、保護観察を受けている青少年に一時的な宿泊場所を提供するとともに、原則1年間の農業実習等を行い、社会に軟着陸させる事を目的とした法務省の施設。
は	発達障がい者支援センター	発達障害者支援法に基づき、発達障がいがある方やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう相談支援などを行う機関。道内4ヶ所に設置し、北海道及び札幌市が指定した法人が運営している。

よみ	用語	解説
ひ	ピアサポーター	困難を抱える当事者が自身の経験を活かして、同じ困難を抱える人に寄り添い共に問題解決を目指していく人。
	BBS 会	様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。
	非行少年	14歳以上で罪を犯した犯罪少年、14歳未満で犯罪行為をした触法少年、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められるぐ犯少年の総称。
ほ	保護観察	犯罪をした人等が、実社会の中でその健全な一員として更生するよう、保護観察官及び保護司が行う指導監督及び補導援護。
	保護観察所	保護観察、生活環境の更生、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動等を行う機関。
	保護司	立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。
	保護司会	各地区ごとの保護司によって構成され、保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るための組織。道内に67地区ある。
	北海道 SDGs推進ビジョン	道民の皆様が SDGs について考え、自らの行動に繋げていくため、道が平成 30 年 12 月に策定した指針。
	北海道居住支援協議会	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑な入居促進を目的に、地方公共団体、事業者団体、居住支援法人等で組織された協議体。
	北海道就業支援センター (ジョブカフェ・ジョブサロン)	求職者に対するきめ細やかな職業カウンセリング等の就職支援や企業に対する人材確保、職場定着支援を行う道立機関。
	北海道精神保健福祉センター	精神保健福祉法に基づいて設置している、精神保健の向上から適切な精神医療の推進、精神障がい者の社会参加の支援までを含めた精神保健福祉の総合技術センター。
	北海道総合計画	本道を取り巻く情勢の変化や課題などをとらえ、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき策定するもの。 道では、昭和 52 年以降、10 年毎の総合計画に基づき、様々な施策や事業を展開している。
	北海道地域生活定着支援センター	高齢又は障がい者を有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う機関。道が社会福祉法人に運営を委託しており、2ヶ所に設置。
北海道地方更生保護委員会	札幌市に設置された法務省保護局の地方支分部局。仮釈放等に関する審理や、保護観察所の運営管理等を行っている。	

よみ	用語	解説
や	薬物乱用防止指導員	北海道知事の委嘱を受けて全道の市町村に配置されている、地域特性に応じた薬物乱用防止に関する各種啓発活動を行う人。



## 北海道再犯防止推進計画

編集 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

T E L : 011-206-6148 (直通)

F A X : 011-232-4820

E-mail: [kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp)

発行 令和3年3月